

加賀市の地域医療を守る条例

地域医療は、市民に必要な医療に対応した身近な医療提供体制であり、私たち市民が安心して暮らすために欠かすことのできないものである。

地域医療に関わる全ての関係者が、地域医療を取り巻く諸課題を正しく認識し、それぞれの立場で課題の解決に取り組まなければ、地域医療は守ることができない。

そのためにも、市民及び医療機関相互の理解及び信頼関係をより深め、医療機関相互の機能分担及び業務連携を推進するとともに、市は、医療、保健、福祉及び介護の密接な連携を図りながら、市民が生涯にわたり健康な生活を送ること（以下「市民の健康長寿」という。）を推進し、かつ、市民、市民活動団体等が積極的に取り組むことを期待されている。

ここに、市民が元気で安心して暮らせる加賀市となるよう、市、市民及び医療機関が一致協力し、地域医療を守るとともに、市民の健康長寿を推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の地域医療を守り、市民の健康長寿を推進するための基本理念を定め、並びに市、市民及び医療機関が果たすべき役割、施策等について定めることにより、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 地域医療は、市民が安心して暮らしていく上で欠かすことのできないものであることに鑑み、その地域の実情に合った良好な地域医療体制を構築するため、市、市民及び医療機関が一体となり、地域全体で守らなければならない。

2 市民の健康長寿は、良好な地域医療体制のもと、市民自らの健康の維持増進のための努力を基礎として、医療、保健、福祉及び介護の連携により推進されなければならない。

（市の役割）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、石川県医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定に基づき石川県が策定する医療計画をいう。）を基本として、地域医療を守るための施策を推進するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の健康長寿を推進するための施策を総合的に実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に基づき、地域医療を守るため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) かかりつけ医（日常的な診療、健康管理等を行う身近な医師をいう。次号において同じ。）を持つこと。
- (2) 診療時間内にかかりつけ医を受診し、緊急の場合を除き、安易な夜間又は休日の受診を控えること。
- (3) 医師、看護師その他の医療の担い手（以下「医師等医療の担い手」という。）が限られた体制の中で、市民の命と健康を守る役割を担っていることを理解し、信頼と感謝の気持ちを持って受診すること。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自らの健康長寿のため、検診、健康診査、予防接種、健康づくりの事業等を積極的に利用するとともに、良好な生活習慣に留意し、日頃から健康管理に努めるものとする。

（医療機関の役割）

第5条 医療機関は、基本理念に基づき、地域医療を守るため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 患者に対して医療に関する必要な説明と情報提供を行い、患者との信頼関係を醸成すること。
- (2) 医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図ること。
- (3) 医師等医療の担い手を確保し、良好な勤務環境を保持すること。

2 前項に定めるもののほか、医療機関は、市民の健康長寿を推進するため、市が実施する検診、健康診査、予防接種、健康づくりの事業等に協力するよう努めるものとする。

（市の基本的施策等）

第6条 地域医療を守るための市の基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に合った救急医療体制の整備に努めること。
- (2) 石川県、関係医療機関、市民活動団体等との連携を図り、地域医療を守るための施策の推進に努めること。

(3) 市民に対する適正な受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報の積極的な提供に努めること。

(4) 医療、保健、福祉及び介護の連携を図る施策の推進に努めること。

2 前項に定めるもののほか、市は、健康増進のための施策の充実を図り、市民、市民活動団体等が行う市民の健康長寿を推進するための取組の支援等に努めるものとする。

3 市長は、前2項に規定する基本的施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。